

お客さま各位

「預金規定」改定のお知らせ

2020年9月吉日

東山口信用金庫

当金庫は、下記のとおり預金規定を改定させていただきますので、お知らせいたします。

改定後の預金規定は電子化のうえ、当金庫のホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

なお、冊子および書面による預金規定がご入用の方は、窓口にお申しつけください。

記

1. 改定する預金規定

普通預金等

- ・普通預金(無利息型普通預金を含む)規定
- ・定期性総合口座取引規定
- ・貯蓄預金規定

定期預金

- ・期日指定定期預金規定
- ・自動継続期日指定定期預金規定
- ・自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)
- ・自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)
- ・自由金利型定期預金規定(大口定期預金)
- ・自動継続自由金利型定期預金規定(大口定期預金)
- ・変動金利定期預金規定
- ・自動継続変動金利定期預金規定

積立・財形預金

- ・積立定期預金規定
- ・積立式期日指定定期預金規定

2. 改定時期

2020年10月1日より

3. 預金規定の改定概略

(1) 未利用口座管理手数料の新設 - 普通預金等

2020年10月1日以降に開設された普通預金（総合口座を含む）・貯蓄預金について、当金庫の定める一定の期間、預金者に所定の取引が無い場合、未利用口座として当金庫の定める管理手数料を徴求させていただくこと、当該管理手数料に預金残高が達しない場合は口座を自動解約させていただくとの条文を新たに設け、口座の不正利用防止および常日頃当金庫を利用されているお客さまのサービス向上を図ります。

(2) 中途解約利率の変更 - 定期預金・積立・財形預金

現行の規定では、ご契約時の定期預金利率によっては、中途解約利息が付かない場合があることから、これを避けるため次のとおり改定します。

- ①中途解約時に適用される掛目により算出した中途解約利率について、「切り捨て単位を小数点第3位から小数点第4位」に変更します。
- ②算出された中途解約利率について、「解約日における普通預金利率を下回らないものとする。」とします。

以上

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問合せください。

